

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	八幡地区 (大沢集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本集落は、農家戸数が少ない集落であり、後継者不在が顕著である。しかし、集落農業を担う法人と近隣集落の法人があるため、今後はその法人へ農地を集積・集約化していくことが予想される。
 ・法人への集積が進んでいるが、草刈りや水路管理など人足時の人手が今後足りなくなることが予想されている。継続的に農地を守っていくためにも、人足の方法を変える必要がある。
 ・水利については、すべてため池の水で確保しているため、雪が少ない年や降水量が少ない年は、水不足にならないか不安はある。
 ・クマ、イノシシ、ネズミ等の鳥獣被害がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・集落内の農地は法人を中心に集約するとともに、農家と農作業委託者等が協力して営農施設等の維持強化に努め、集落農業を維持・発展させる。
 ・リタイアした農業者が担い手を手伝えるようなシステムを構築させる。
 ・地域全体で設置している電気柵の維持管理を継続し、クマやイノシシ等の鳥獣害対策に組織的に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.83 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.83 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
法人を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通して進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農した方の農地については、担い手の経営意向などを考慮しながら、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
大規模な基盤整備は現実的ではないことから、農地の集約、団地化を進めながら小区画の圃場を大区画化にするため、できるだけ負担金が少なく済むように補助事業を活用しながら土地改良事業を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人を中心に農業を継続していくとともに、可能な限り自作地の維持・保全に努める。また、他地区の農業者との意見交換や情報交換を積極的に行うことで、周辺地区や関係機関と連携して安定した経営基盤を確立していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業や追肥など、大規模農家が所有している機械で対応出来るような作業については、作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害対策を継続できるよう、設置から管理まで組織的に行う。
- ③防除や追肥などについて情報収集を心がけ、スマート農業を取り入れることで作業の省力化・農地の規模拡大を目指す。
- ⑦只見川土地改良区を中心として広域な多面的機能支払交付金事業の活動を実施し、農家と農作業委託者等が協力して農地保全等の取組を維持・発展させていく。